

# 景観形成推進地区(中里原地区)の景観計画 ~ 概要版 ~

◎ 中里原地区は、宇都宮の北部に位置し、北は羽黒山、南は豊かな田園景観に囲まれ、恵まれた自然に接しています。

この自然環境との調和を図りながら、「新しい街」と「自然」が共存した住環境を創出し、緑豊かな、ゆとりと潤いのある景観形成が求められます。

そこで、これらの実現のために街並みを構成する建物や緑、看板などについてルールを定め、宇都宮市景観計画に基づく、「景観形成推進地区」に指定し、緑豊かな街並みを形成します。

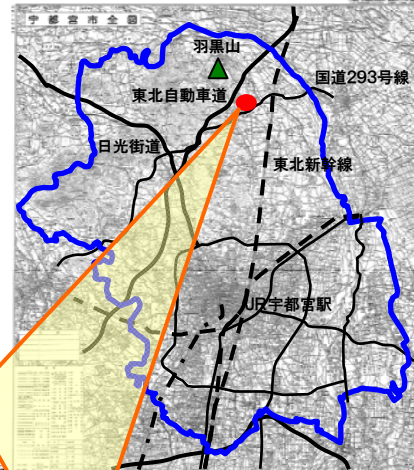
## (1) 景観形成の目標及び基本方針

### 【景観形成の目標】

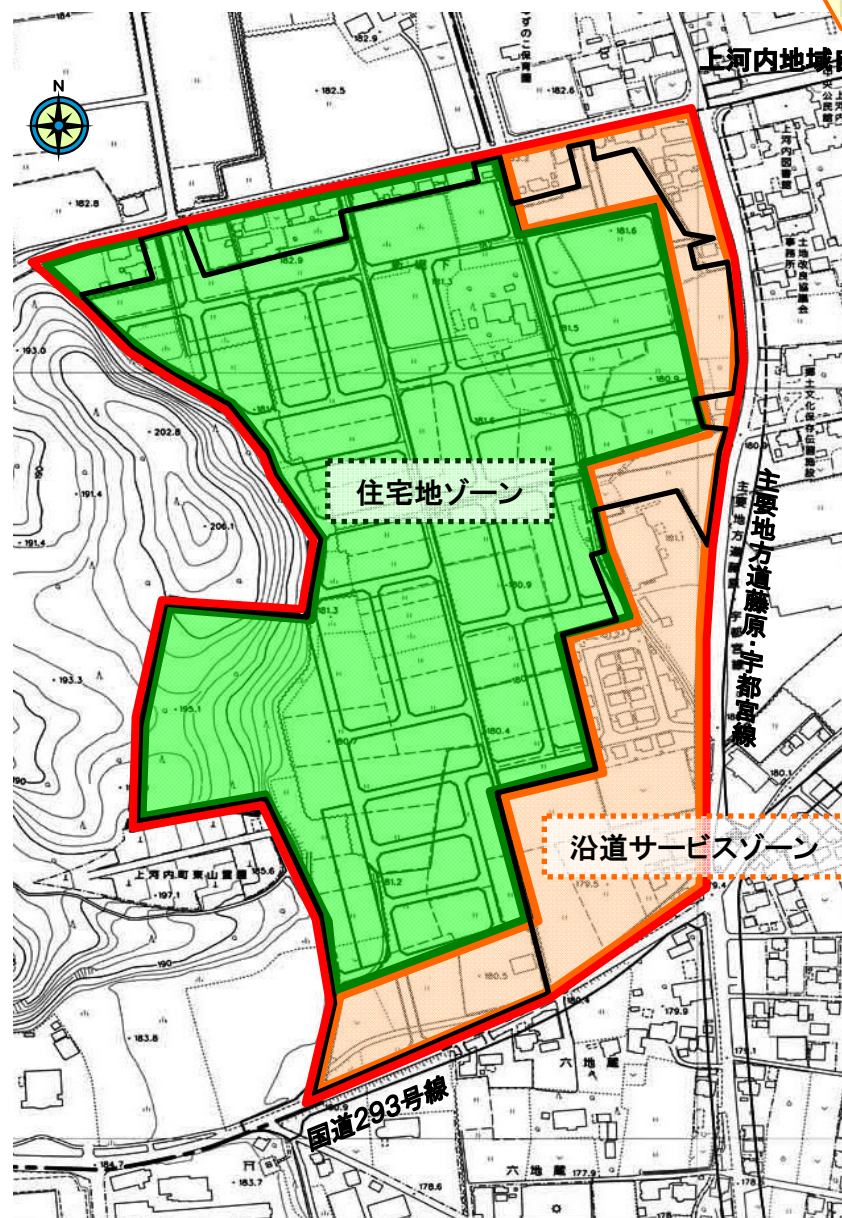
快適でゆとりと潤いのある緑豊かな街並みの形成を図る。

### 【景観形成の基本方針】

住宅地ゾーン	沿道サービスゾーン
緑豊かな環境と調和した落ち着いた着きのある住宅地の景観形成	周辺と調和したゆとりと潤いのある住宅地の景観形成



## (2) 景観形成推進地区の区域



上河内地域自治センター  
適用区域

【地区の名称】  
中里原地区

【指定する土地の区域】  
中里町地内  
(中里原土地区画整理区域内及びその周辺)

凡例

—	区画整理事業区域
■	住宅地ゾーン
■	沿道サービスゾーン

## (3) 良好な景観形成のための行為の制限

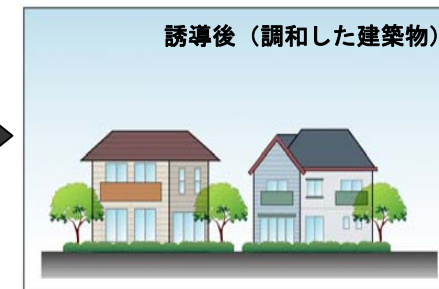
### ① 届出対象行為

行為	規模
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕・模様替え又は色彩の変更(外壁の1/2(50%)を超える修繕、模様替え、色彩の変更に限る。)	建築確認が必要なもの全て
工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕・模様替え又は色彩の変更(工作物の1/2(50%)を超える修繕、模様替え、色彩の変更に限る。)	建築確認が必要なもの全て

### ② 建築物及び工作物に関する行為の制限

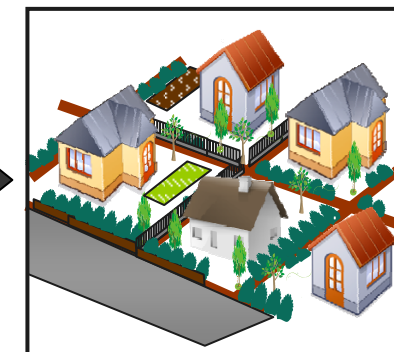
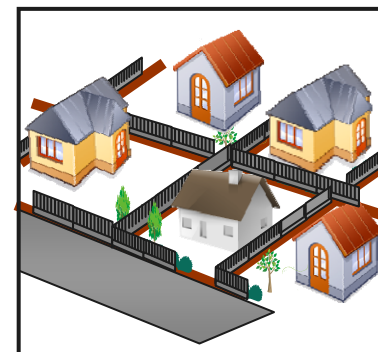
項目	景観形成基準		
	住宅地ゾーン	沿道サービスゾーン	
建築物・工作物 形態意匠	原則、建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱及び工作物の色彩は、日本工業規格のZ8721に定める三属性(以下「マンセル値」という。)により、別表1のとおりとする。 ただし、自然素材や表面に着色を施していない素材を使用する場合やアクセントカラーとして、屋根・外壁の1/4(25%)の範囲において慎重に用いる場合は、この限りではない。 別表1		
	色相	明度(外壁のみ)	彩度
	R(赤), YR(黄赤), Y(黄)	6以上	3以下
上記以外の色相	6以上	2以下	詳細は、1-2を参照
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>有効空地、敷地の空地部分、敷地内の道路に面する部分などには良好な景観を形成するための植栽等を積極的に行うこととする。</li> <li>季節感のある花や緑を用い、まちなみを彩る修景植栽とし、潤いを与える演出に努める。</li> <li>緑地面積の敷地面積に対する割合(緑化率)を1/20(5%)以上確保することとする。</li> </ul>		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>市全域の景観計画の届出対象行為(以下「大規模行為」という。)に該当する建築物及び工作物については、上記の基準のほか、大規模行為の制限内容(上記制限内容を除く。)についても遵守する。</li> </ul>		

### ■ 色彩誘導イメージ

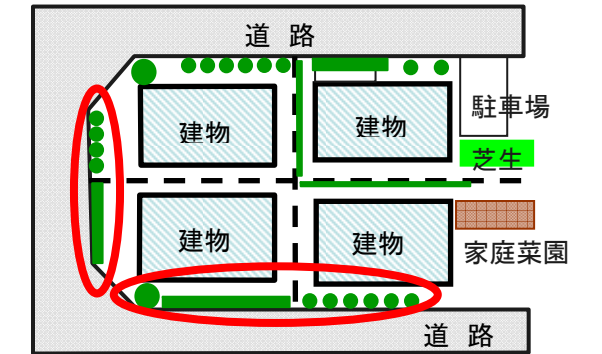


全体的に、飽きのこない明るめの色彩とすることにより、街並みとしての調和を保つとともに、日常生活の場として、親しみと落ち着いた色彩景観とします。

### ■ 垣、柵、緑化イメージ



### ● 敷地内全体で1/20(5%)の緑化を目標にします。

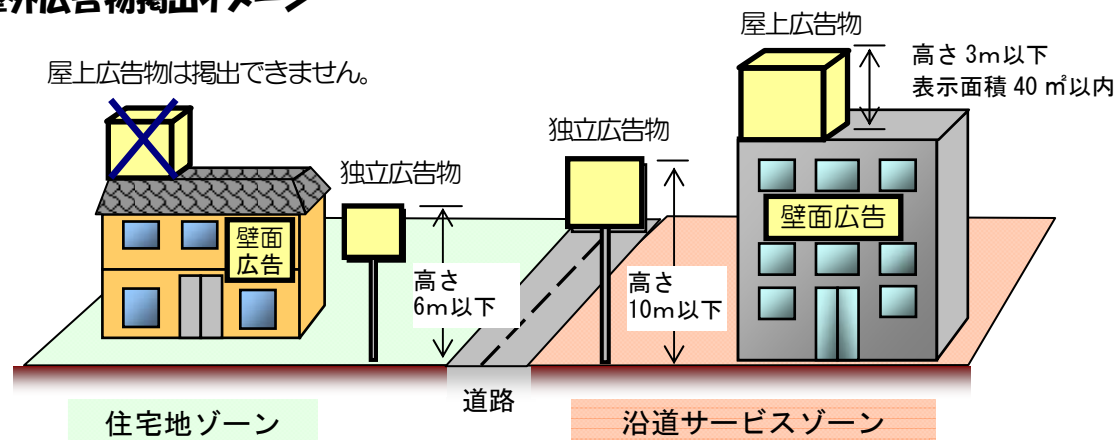


#### (4) 屋外広告物の表示・掲出に関する行為の制限

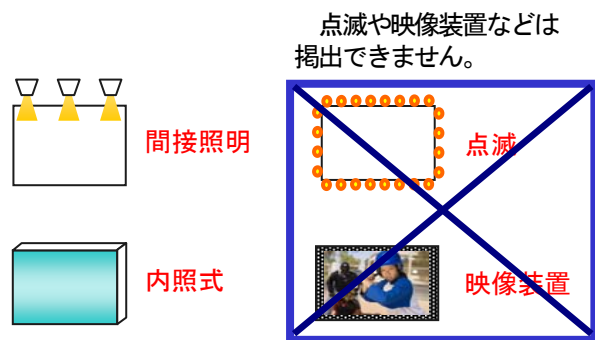
表示する広告物が自家用広告物であって、敷地内の表示面積の合計が5㎡を越える場合は、宇都宮市屋外広告物条例に基づき、以下の基準に沿った許可申請が必要になります。(掲出できるのは自家用広告物のみ)

項目	景観形成基準	
	住宅地ゾーン	沿道サービスゾーン
意匠 (形態、色彩等)	(1) 建物や周辺環境との調和がとれた意匠とする。 (2) 色彩は、地色に高彩度色の使用を避け、周囲の景観に調和したものとする。 ただし、広告物の1/3以内で使用する場合は、この限りではない。 (別表2を参照)	
総表示面積	・ 1敷地内の表示面積の合計は、20㎡以内とする。	—
配置・位置	・ 道路上に張り出さない位置とする。	
種別	・ 自家用広告物のみとする。	
その他	・ 広告物の照明は、派手な電飾等を控え、点滅照明や映像装置等を使用しないものとする。	
屋上広告物	・ 表示しない。	・ 高さ3m以下で、表示面積40㎡以内とする。
独立広告物	(1) 1敷地内の表示基数は、2基までとする。 (2) 高さ6m以下で、表示面積10㎡以内とする。	(1) 1敷地内の表示基数は、必要最小限とする。 (2) 高さ10m以下で、表示面積20㎡以内とする。
壁面広告物	・ 表示面積の合計は、10㎡以内でかつ壁面積の1/10(10%)以内とする。	・ 表示面積の合計は、20㎡以内でかつ壁面積の1/10(10%)以内とする。
その他	・ 上記に記載のない広告物については、屋外広告物条例の基準を準用する。	

#### ■ 屋外広告物掲出イメージ



#### ■ 屋外広告物照明イメージ



#### ■ 屋外広告物色彩イメージ



#### ■ 色彩基準について

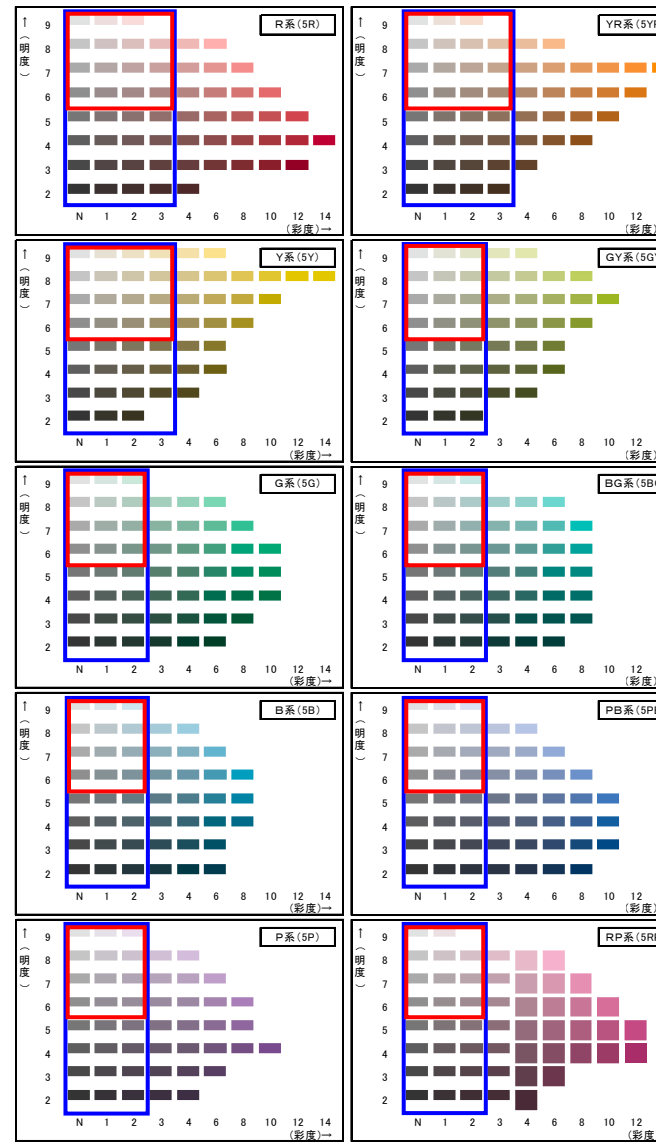
##### ■ 建築物(屋根・外壁)の色彩基準

別表1

	色相	明度 (外壁のみ)	彩度
建築物等の色彩	R(赤), YR(黄赤) Y(黄)	6以上	3以下
	上記以外の色相	6以上	2以下

※ アクセントカラーとして、屋根・外壁の1/4(25%)の範囲において慎重に用いる場合は、この限りでない。

■ 屋根の適用範囲 ■ 外壁の適用範囲



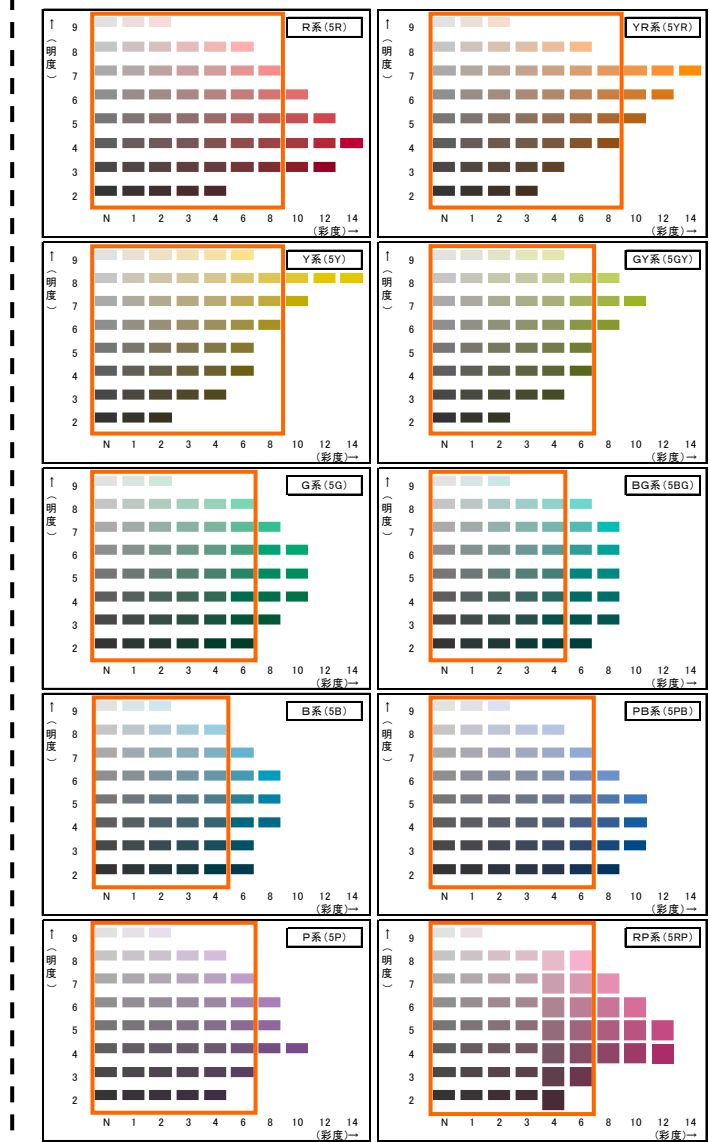
##### ■ 屋外広告物の色彩基準

別表2

	色相	明度	彩度
屋外広告物の色彩	R(赤), YR(黄赤), Y(黄)	—	8以下
	G(緑), GY(緑黄), P(紫) PB(紫青), RP(赤紫)	—	6以下
	B(青), BG(青緑)	—	4以下

※ 地色の1/3以内で使用する場合は、この限りでない。  
※ 文字、社章等については、この限りでない。

■ 色彩の適用範囲



(注)印刷のため、実際の色票の色とは異なります。

#### ■ お問い合わせ

宇都宮市 都市整備部 景観みどり課 都市景観グループ  
TEL 028-632-2568 FAX 028-632-5421  
E-mail u55002100@city.utsunomiya.tochigi.jp